

入札公告（説明書）

令和 8 年 1 月 23 日

東日本高速道路株式会社 東北支社長 梅木 秀郎

次のとおり一般競争入札について公告します。

なお、本調達案件については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和 7 年 4 月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本調達案件に参加する者は、共通入札公告 6-1-1 に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名	東北支社管内 車両管理等業務
1-2	調達概要	業務内容、履行場所、履行期間等については、別添『仕様書』、『金抜設計書』を参考のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 東北支社長 梅木 秀郎
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 東北支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡 1-1-1 (電話) 022-395-7574 (電子メールアドレス) ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	郵送入札
1-6	単価表の提出	「不要」
1-7	契約書の作成	必要 【車両管理等業務契約書】（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[23]を参照のこと
1-8	支払条件	前金払の有無：「無」 部分払の有無：「有」 …本契約の相手方は、車両管理等業務契約書第 23 条に基づき部分払の請求をすることができる
1-9	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-10	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-11	見積活用方式の有無	「無」
1-12	落札者の決定方法	「総合評価落札方式」 (1) 開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のう

		<p>ち、「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札者とする。</p> <p>(2) 評価値は100点を満点とし、その算定は次に示す各評価点を加算して行う。なお、次式の計算過程において小数第4位以下の端数が生じた場合は、その都度小数第4位以下を切り捨てるものとする。</p> <p><u>評価値（配点100点）=①価格評価点（配点50点）+②技術評価点（配点50点）</u></p> <p><u>①価格評価点=式A×0.5 + 式B×0.5</u></p> <p>式A=配点×<1- { (入札価格-調査基準価格) / (契約制限価格-調査基準価格) } ^2 ></p> <p>※入札価格が調査基準価格を下回る場合の配点は50点とする。</p> <p>式B=配点×<1- { (入札価格-評価基準価格) / (契約制限価格-評価基準価格) } ^2 ></p> <p>※評価基準価格は、契約制限価格に10分の5.5を乗じた価格とする。</p> <p>※入札価格が評価基準価格を下回る場合の配点は50点とする。</p> <p>② 技術評価点（配点50点）</p> <p>1-10「競争参加資格要件等一覧表」に示す評価基準により算定する。</p> <p>(3) 落札者が、別表に定める必要人員を業務開始時点で配置できない場合には、落札決定を取り消す。</p>
1-13	低入札価格調査	<p>(1) 本業務の競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札をした入札者を対象として低入札価格調査を行う。(低入札価格調査基準価格の設定及び低入札価格調査の調査内容等については別添「車両管理等業務低入札価格調査事務処理要領」を参照のこと。)</p> <p>(2) 低入札価格調査対象となった入札者は、NEXCO 東日本に対し、低入札価格調査に関する資料の提出やヒアリング等について協力するものとする。入札者は、いかなる理由があっても辞退をすることは認められない。</p> <p>(3) 低入札価格調査の結果、低入札価格調査対象となった入札者の入札価格により、本業務の請負契約の内容に適合した履行がなされると認めた場合、契約責任者は、当該入札者の入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額をもって本業務の請負契約金額と決定し、当該入札者を落札者として決定する。</p> <p>(4) 低入札価格調査の結果、低入札価格調査対象となった入札者の入札価格により、本業務の請負契約の内容に適合した履行がなされないと認めた場合、契約責任者は、当該入札者のした入札を無効とし、契約制限価格の制限の範囲内において次順位の入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額をもって本業務の請負契約金額と決定し、当該次順位の入札者を落札者として決定する。ただし、当該次順位の入札価格が低入札調査基準価格未満であった場合には、同様に低入札価格調査を実</p>

		<p>施する。</p> <p>(5) 契約責任者は、落札者の決定後、すべての入札者に対し低入札調査の結果、落札者名とその入札金額を通知する。</p> <p>(6) 低入札価格調査対象とならなかった入札者においては、上記(4)に示す手続を踏まえ、上記(5)に示す落札者決定を知るまでの間は、引き続き本業務の契約が可能となる体制を維持するものとする。</p> <p>(7) 低入札価格調査にあたり、上記(2)に示す資料の提出やヒアリング等に協力のない場合及び虚偽の記載や虚偽の報告をした場合、契約責任者は、その事実を知った時点において、当該行為を原因として、契約解除等の必要な措置を講じることがある。</p>
1-14	安全運転管理責任者等に関する事項	<p>【安全運転管理責任者及び車両管理員に関する届出】</p> <p>(1) 落札者は、安全運転管理責任者及び車両管理員（代務員を含まない）を業務開始日の1週間前までに決定し、「安全運転管理責任者等届」を提出すること。</p> <p>(2) 落札者は、配置する全ての車両管理員につき、令和8年4月1日の履行開始日（以下「履行開始日」という。）までに、配置先において、必要に応じ運転ルートを把握するための試乗を行うなどの事前確認を行うこと。</p> <p>なお、費用については諸経費に含むものとし、別途支払いは行わない。</p> <p>【安全運転管理責任者の変更】</p> <p>(1) 競争参加資格確認申請書にて提出した安全運転管理責任者届出書（様式2）及び業務提案書（様式4）に記載した「安全運転管理責任者」1名は、履行開始日から業務が完了するまで原則として、変更することはできない。</p> <p>ただし、病気・退職・死亡等極めて特殊な事情により配置する事が困難な場合は、NEXCO東日本の承諾を得ることで、業務提案書に記載した「安全運転管理責任者」と同等以上の者に変更することができる。</p> <p>*留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「安全運転管理責任者」の選任は1名とするが、業務提案書に記載する「安全運転管理責任者」の数は、1名以上5名以内とする。 　ただし、「安全運転管理責任者」の記載が2名以上の場合には、最も評価値の低い者の評価値とする。 ○業務提案書に記載した「安全運転管理責任者」の変更については、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・業務提案書の提出期限前 業務提案書を提出期限よりも前に提出した場合は、提出期限まで「安全運転管理責任者」を変更することができる。 ・業務提案書の提出期限以降契約締結まで 業務提案書の提出期限以降は、「安全運転管理責任者」を変更することができない。 ・契約締結後 業務提案書に記載した「安全運転管理責任者」1名は、業務が完了するまで原則として、変更することはできない。 <p>ただし、病気・退職・死亡等極めて特殊な事情により配置する事が</p>

		困難な場合は、当社の承諾を得ることで、業務提案書に記載した「安全運転管理責任者」と同等以上の者に変更することができる。
1-15	契約後の技術評価点の評価項目の取り扱い	評価された業務提案の内容が受注者の責により達成できないと認められた評価項目については、再度評価を行い、未履行相当額を請負代金額から減じる。

2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書 2-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日 から 令和 8 年 2 月 16 日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出	<p>【提出期限】 入札公告の日 から 令和 8 年 2 月 16 日 16 時 00 分まで ※共通入札公告 6-2 に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 競争参加資格確認申請書様式 1 (2) 安全運転管理責任者届出書様式 2 (3) 車両管理員届出書様式 3 (4) 業務提案書様式 4 (5) 様式（担当者連絡先届） <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【郵送入札】[6]に従い、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。<u>なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</u></p>
2-4	業務提案書等のヒアリングに関する期間	<p>競争参加希望者から提出された業務提案書に基づき、下記のとおりヒアリングを実施する。</p> <p>なお、ヒアリングには、業務提案書の内容を理解し、説明できる者が参加すること。</p> <p>【実施期間】 令和 8 年 2 月 17 日から令和 8 年 2 月 19 日までを予定</p> <p>【実施場所】 NEXCO 東日本 東北支社会議室又は WEB 会議システム</p>
2-5	競争参加資格確認結果通知日	令和 8 年 3 月 2 日を予定
2-6	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10 時 00 分から 16 時 00 分まで

2-7	参考見積書の提出	本調達案件においては非該当
2-8	参考見積書に関する問い合わせ期間	本調達案件においては非該当
2-9	訂正参考見積書提出	本調達案件においては非該当
2-10	入札書の提出	<p>【提出期限】 令和8年2月16日 16時00分 ※共通入札公告6-3に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出書類】 入札書</p> <p>【提出方法】 必要書類を下記(1)～(2)に示す手順に従い封筒に封かんし、書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。</p> <p>(1) 封筒に、「入札書」を入れて封かんする。</p> <p>(2) 上記(1)で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項を全て記載する。</p> <p>① 入札書在中 ② 本件調達の契約件名 ③ 入札者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）</p>
2-11	開札日時	令和8年3月4日 13時30分
2-12	開札執行場所	本書1-4に示す契約担当部署
2-13	本調達案件に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日 から 令和8年2月2日 16時00分まで</p> <p>【受付場所】 本書1-4に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 電子メールによる提出は、Microsoft Word等により作成したファイル及び「様式（担当者連絡先届）」を提出すること。 書留郵便等による提出で質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、</p>

		<p>質問書面を Microsoft Word 等により作成したファイルを記録した CD-R も提出すること。 なお、質問書面には会社名及び提出日を記載すること。</p> <p>【質問内容の記載上の留意点】 質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。</p>
2-14	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として 5 日以内（休日を除く。）

【ご案内】NEXCO 東日本における調達契約手続きの電子化の概要について

NEXCO 東日本では、競争参加希望者・受注者の皆さまの負担軽減・業務効率化や、手続きの迅速化を目的として令和 3 年 4 月以降、調達契約手続きの電子化を一層推進しております。

詳細は、NEXCO 東日本の HP に掲載しておりますので、ご確認のうえ手続きをお願いします。

https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction_info/outline.pdf

競争参加資格要件等一覧表

契約件名	東北支社 車両管理等業務	
調達手続の概要	競争契約の方法	一般競争入札方式
	落札者の決定方法	総合評価落札方式
	評価値の算出方法	加算方式
	見積活用方式の有無	無
	審査時期	事前審査
競争参加要件	企業の履行実績	
	企業に求める資格	<p>(1) 仕様書第5条に定める「安全運転管理者」について、次のi～ivの要件をみたす「安全運転管理責任者」の選任予定者1名以上5名以内を決定し、安全運転管理責任者届出書（別記様式2）を作成し、当該者に係る下記vの書類を提出できる者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 審査基準日において、普通自動車第一種運転免許取得後10年以上ある者 ii) 履行期間開始前日時点で67歳未満の者 iii) 申請書等の提出日以前に3ヵ月以上直接かつ恒常に雇用関係にある者であること iv) 過去5年間において、飲酒違反・事故及び妨害運転違反・事故の記録がない者であること v) 以下の書類を提出すること <ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転免許証の写 ・無事故無違反証明書 ・運転記録証明書（過去5年間） ・運転免許経歴証明書 ・所属会社の雇用証明書又はこれに準ずる書類 (3ヵ月以上直接かつ恒常に雇用関係にあることを確認するため) <p>※自動車運転免許証の写以外については、入札公告の日から審査基準日までの間に発行された証明書に限る</p> <p>(2) 履行期間開始時点で次のi～iiiの要件をみたす「車両管理員」の配置予定者24名を決定し、車両管理員届出書（別記様式3）を作成し、当該者に係る下記ivの書類を提出できる者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 履行期間開始前日時点で69歳未満の者 ii) 審査基準日において、普通自動車第一種運転免許取得後5年以上ある者 iii) 過去5年間において、飲酒違反・事故及び妨害運転違反・事故記録がない者 iv) 以下の書類を提出すること <ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転免許証の写 ・運転記録証明書（過去5年間） <p>※自動車運転免許証の写以外については、入札公告の日から審査基準日までの間に発行された証明書に限る</p>
	その他	

技術評価項目及び評価基準

技術評価を行うため競争参加者に提出を求める技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

会社の評価

No.	評価項目	得点
1	業務実施体制 緊急連絡体制及び現地の指導監督体制が確立されている。 確立されている (2点) 確立されていない (0点)	2点
2	業務経験 令和5年4月1日から業務提案書の提出日までに仕様書第11条に示す(1)から(7)までの全ての業務内容が含まれる業務(以下「同等業務」という。)又は道路運送車両法第3条に規定する「旅客自動車運送事業」の業務(以下「類似業務」という。)の経験を有している。 ※同等業務又は類似業務の経験を有することが確認できる書類を提出すること 同等業務の経験がある (2点) 類似業務の経験がある (1点) 同等又は類似業務の経験がない (0点)	2~0点
3	車両管理員の採用 車両管理員を採用する際に重視する項目について (ヒアリング評価項目) 運転経歴 各種資格の保有状況 健康状態 コミュニケーション能力 判断力等(記憶力や反射神経等の車両の運転に不可欠な能力)	10~0点
4	事故対応 事故時の対応マニュアルが確立されている。 確立されている (2点) 確立されていない (0点)	2点
5	福利厚生 社員の健康管理を重視した福利厚生を実施している。 実施されている (1点) 実施していない (0点)	1点
6	人材育成	5~0点

	配置予定者の研修計画について (ヒアリング評価項目) 運転技術 事故発生時の処置・報告 車両の維持管理 運転マナー 飲酒運転防止 その他（上記以外に関する研修計画）	
7	人材育成（業務開始1週間前までの実施項目） 高速道路の試乗研修 主な出張先のルート確認 報告書等の記入及び提出方法の指導 車両管理員としてのマナー講習 健康診断の実施 実施する（各2点） 実施しない（各0点）	10～0点
8	不正防止 内部監査の実施体制が確立されている。 確認されている（2点） 確認されていない（0点）	2点
9	その他 プライバシーマーク制度の取得会社である。 ※取得している場合は、これを証する証明書等の写しを提出すること 提出がない場合は「取得していない」と判断する。 取得している（1点） 取得していない（0点）	1点
合 計		35点

安全運転管理責任者の評価

No.	評 価 項 目	得 点
1	普通自動車を運転できる第二種免許取得者である。 取得者である（1点） 取得者ではない（0点）	1点
2	ゴールド免許取得者である。 取得者である（1点） 取得者ではない（0点）	1点
3	過去5年間無事故無違反である。 ※無事故・無違反証明書を提出すること	5点

	<p>提出がない場合は「無事故無違反ではない」と判断する。</p> <p>無事故無違反である (5 点)</p> <p>無事故無違反ではない (0 点)</p>	
4	<p>道路運送法に規定する運行管理者の資格を有している。</p> <p>※資格を証する証明書等の写しを提出すること</p> <p>提出がない場合は「有していない」と判断する。</p> <p>有している (2 点)</p> <p>有していない (0 点)</p>	2 点
5	<p>自動車整備士技能検定 3 級以上の合格者である。</p> <p>※合格者であることを証する証明書等の写しを提出すること</p> <p>提出がない場合は「合格者ではない」と判断する。</p> <p>合格者である (1 点)</p> <p>合格者ではない (0 点)</p>	1 点
6	<p>公安委員会が定める安全運転管理者講習会を令和 5 年 4 月 1 日から業務提案書の提出日までに受講し修了証の交付を受けている。</p> <p>※受講証明証の写しを提出すること</p> <p>提出がない場合は「受けていない」と判断する。</p> <p>受けている (2 点)</p> <p>受けていない (0 点)</p>	2 点
7	<p>令和 5 年 4 月 1 日から業務提案書の提出日までに本業務と同等業務において安全運転管理責任者の経験がある。</p> <p>※経験があることを証する証明書等の写しを提出すること</p> <p>提出がない場合は「経験がない」と判断する。</p> <p>経験がある (3 点)</p> <p>経験がない (0 点)</p>	3 点
	合 計	15 点

以 上

別表 車両保管場所等一覧表

配置場所 (所在地)	主な出張先	安全運転 管理責任者	車両管理員
東北支社 総合企画部 (仙台市宮城野区榴岡 1-1-1)	仙台市内	1名	2台
仙台工事事務所 (仙台市若林区清水小路 6-1)	仙台市内		2台
いわき工事事務所 (いわき市平字城東 2-7-11) (相馬市中村塚ノ町 65-16)	いわき市内 相馬市内		3台
横手工事事務所 (横手市駅西 2-3-22)	横手市内		2台
青森管理事務所 (青森市大字岩渡字熊沢 250-259)	青森市内 事務所管内		1台
盛岡管理事務所 (盛岡市羽場 11 地割 66)	盛岡市内 事務所管内		1台
北上管理事務所 (北上市北鬼柳第 16 地割 73-2)	北上市内 事務所管内		1台
仙台管理事務所 (仙台市青葉区郷六字庄子 40)	仙台市内 事務所管内		1台
福島管理事務所 (福島市飯坂町平野字前原 11)	福島市内 事務所管内		1台
郡山管理事務所 (郡山市喜久田町字下尾池 1)	郡山市内 事務所管内		1台
八戸管理事務所 (八戸市北白山台 5-5-1)	八戸市内 事務所管内		1台
秋田管理事務所 (秋田市上北手古野字大繫沢 30-2)	秋田市内 事務所管内		1台
仙台東管理事務所 (仙台市若林区六丁目字南 99-1)	仙台市内 事務所管内		1台
山形管理事務所 (山形市千石 91) (山形市西越 42-2)	山形市内 事務所管内		2台
鶴岡管理事務所 (鶴岡市小淀川字谷地田 90)	鶴岡市内 事務所管内		1台
いわき管理事務所 (いわき市好間町北好間字丸田 17-1)	いわき市内 事務所管内		1台
会津若松管理事務所 (会津若松市町北町大字始字屋敷 66)	会津若松市内 事務所管内		2台

※車両管理員の人数については、履行期間途中で変更する場合がある。

※上表は主な出張先であり、各組織における事業エリア内は走行するものであって、必要に応じて事業エリア外の地域を走行する場合もある。

事業エリア⇒ (https://www.e-nexco.co.jp/company/overview/office_list/tohoku_office/)